



図242 遺跡の位置
5万分1地形図「新津」

馬場屋敷遺跡 南区庄瀬

馬場屋敷遺跡は、信濃川左岸の自然堤防上にある。県営圃場整備事業に伴い、昭和五十八（一九八三）年に白根市教育委員会がおよそ一六〇〇平方メートルを発掘調査した。その結果、耕作土の下（上層）から十五〜十六世紀前半（室町時代）の村の跡、さらにその下一・五メートル（下層）から十三世紀後半〜十四世紀前半（鎌倉時代）の村の跡が見つかった。

上層では、井戸や土坑が見つかった。また、中国産の青花磁器（染付）の皿一四枚が一括出土した。



図243 青花磁器の皿14枚の出土状態 上層

下層では、家の跡が一軒見つかったほか、箸や杓、下駄など、おびただしい数の日常生活用具が出土した。見つかった家の跡（口絵）は、長さ約一メートル、幅約六メートルの長方形の掘立柱建物で、面積は約六八平方メートル（約二〇坪）である。床はすべて土間で、アシのような植物の茎が敷かれていた。また、壁は植物の茎を簀のようにして立てて巡らせたもので、土壁や板壁ではなかった。

家の内外からは、呪い札と鑑札（許可証）の木簡が出土した。呪い札には「急々如律令」



図244 鑑札木簡 1,長さ10センチメートル 2,長さ11.1センチメートル

「蘇民将来子孫」などと書かれていた。「急々如律令」は、悪魔や病魔のすみやかな退散を願う呪文である。「蘇民将来子孫」は、蘇民将来という人の伝説に因む言葉で、これも災難から逃れるための呪文である。馬場屋敷遺跡の家には、こうした呪い札が掲げられていたのである。鑑札は一〇点ほど見つかった。いずれも年号や花押が書かれ、焼印が押されている。年号は、正応二（一二八九）年、延慶三（一三二〇）年などである。表には、「よしへのかやのふた」（図二四四―一）、「古川のうらの、かやかるへし」（同二）などと書かれており、特定の場所の萱を刈ることを許可した鑑札と分かる。

遺跡の周辺は江戸時代末期まで潟湖が点在する湿地で、そこに萱場があったのであろう。鑑札に書かれた「よしえ（吉江）」や「古川」は、今も遺跡近くの地名として残っている。

馬場屋敷遺跡の出土品は、平成五年に白根市の文化財に指定され、新潟市の文化財に継承された。一部は、しろね大凧と歴史の館に展示されている。